

尊重した活動の重要性と住民や地域が求める支援の焦点がどこにあるのかを、生活者の視点から検討し、適切な対応に心掛けていくことが課題とされよう(この点については全国民生委員児童委員連合会の生活相談支援部会で指針としてすでに集約されている)。

第2の問題、地域社会や住民生活の変容に対応した「二一ズ把握」の方法については、今日の地域社会における住民の生活要求に対応した多様な相互協力の諸形態(地域結合の模式)についてその実情を点検し、その上で新たな方策を検討していく必要がある。社会学の知見によれば、一般に地域結合には(1)近隣結合、(2)氏子・消防組などのような町結合、(3)町内会・自治会などの地域集団結合、(4)特定の目的達成にむけて人為的に形成・運営されている機能集団の成立がみとめられる。一方、民生委員はそれぞれ担当地区をもち、また一定の範囲に単位民協があり、その構成員となっている。これらに若目して「二一ズ把握」の方法を工夫するとすれば、まず住民の地域結合の諸形態に即したゆるやかなインターグループワークの展開と一定のルールによる二一ズ把握システムの構築が検討されてよい。

第3の問題、福祉行政への協力に関する位置づけ、業務の内容、形態の吟味については、とくに国および地方自治体の新たな方策が求められるとともに、民生委員の立場からも具体的な活動計画の作成と活動課題にそって、新たな

協働にむけた役割分担の内実を作り出していくことが求められるように思う。例えば、行政と民生委員による協同のモニター活動の展開や民児協が特定の活動展開にとつて必要な福祉情報(資料)を正規のルールにより行政に請求する道を開くことも検討されてよい課題である。また、これまで展開してきた相談の窓口(心配ごと相談所・ふれあい福祉相談)の地域的な展開にも一層の工夫があつて良いように思う。

おわりに

民生委員は地域における公認の福祉のお世話役といわれてきた。この情報化社会のなかで、改めて住民に民生委員(制度)の存在をその役割をふくめてアピールすること、また多様な地域福祉活動が芽生えてきているなかで、社会福祉協議会活動と民生委員活動との調整、とりわけ小地域福祉活動やふれあいサロンなどでの協働の取り組みが一層期待されることである。

民生委員活動に絞って「地域住民と社会福祉とのつながり」について述べてきたが、この課題は一人民生委員活動だけの問題ではない。住民(利用者)にとつて自立を可能とする地域における福祉環境条件とはなにか、ひいては福祉(行政)と住民自治との関係、パートナーシップによる福祉のまちづくりのありかたがいま私たちに問われているように思う。

論文 2

社会福祉における法・正義の可能性と課題――法哲学の視点から――

岡山大学法学部教授 服部 高宏

現代社会の法と正義、形式的正義の意味と限界、

法という言葉の意味を聞くと、刑事・民事の裁判を思い浮かべたり、刑罰や強制執行など公権力の実力行使を連想したりする人々が多いだろう。だが、例えば日々の買い物などで、誰もがほとんど無意識のうちに依拠しているルールの多くも法であるし、国や自治体が行政措置・介入を行うとき、その基本的枠組みを用意するのもまた法である。現代社会においては、社会の基本構造とも言ふべき法の守備範囲は相当に広く、しかもその存在形態は実に多様なものとなっている。

とはいっても、法は決して社会のあらゆる困り事・もめ事を解決してくれる万能薬ではない。法が社会と関わる仕方には、一定の特徴ないし制約があることにも注意を向けねばならない。とりわけ、予め一般的なルールを定立し、それを公平に適用することで物事を画一的に処理しようとする態度は、法とは切っても切れない関係がある。法が「正義」とか「公平」(ドイツ語だとGerechtigkeit)の価値を体

現していると考えるとすれば、それはこのように「等しいものは等しく、等しからざるものは等しからざるように扱え」という〈形式的正義〉の要請を法が含んでいるからなのだ。このことは、先ほど述べた法のさまざまな局面のいずれについても、程度の差はあれ当てはまると言えるだろう。

形式的正義という価値原理は、「えこひいき」や「ただ乗り」が不当であることを暴いてくれる一方で、実は、人と人との特殊な関係や、自然な情感に基づく思いやり・気づかい・愛情といったものに配慮を払うのはたいへん苦手である。むしろ、そのような個別的・状況的・情緒的な特殊事情を一切捨象して行われる普遍的な(つまり偏りのない)判断こそ、求めるべき公平な判断なのだ、と考えるのが形式的正義なのである。

社会福祉のめざすものと法・正義

そう言われて、なるほどと頷く方もいれば、思わず首を傾げたくなる方もいるだろう。本誌の読者はいずれかというこ

後者の反応をされる方が多いのではないだろうか。社会福祉の活動・仕事に携わり、あるいは社会福祉に関心をもつ方々の多くは、ルールに依拠した公平な判断や、原理・原則を貫いて正義を実現することよりも、そのつどの個別・具体的状況の中で、人と人との情緒的な関係を大切にしながら、相手の気持ちやニーズをどのように汲み取り、それにどのように応えていくかということに、日々心を砕いているのではないだろうか。

そのように、社会福祉の原点が人と人とのつながりにあり、今日の社会福祉の課題のひとつがそうしたつながりの再構築にあるとしたら、法はこの課題にいったいどのように関わっていくべきなのだろう。先に述べたことが示唆しているように、正義の観点から問題処理を目指す法は、気づかいや愛情などによる人と人とのつながりそれ自体を、すすんで把握しようとはしない。むしろ、権利・義務など種々の法的概念を用いて抽象化された人間関係を捉えられれば、法にとっては基本的にそれで十分なのである。

福祉国家の名で呼ばれる対応も、基本的な性質においてはそれと大差はない。社会的・経済的弱者を類型化して法的なカテゴリーに仕上げ、それに該当する人たちに對し国や自治体が金銭やサービスの給付を行うというやり方がそれだ。この種の対応の仕方には、一般的ルールの定立とそれに基づく偏りのない給付という、先にふれた法／正義の普遍主義の特徴が共有されている一方で、その代償として、法的カテゴリー

の網にかからない個別的で特殊な人間関係は意識的に考慮から除外されやすい。人と人とのつながりは、少なくとも促されることはないであろうから、たとえ身寄りのないお年寄りが隣家で一人暮らしをしていても、隣に誰が住んでいるかにさえ気づかずにいることが、福祉国家の下では可能になるし、実際にもよく起こる。

しかし、それでは本来の意味での社会福祉の理念は実現できないだろう。もちろん、福祉サービスの受け手の多様なニーズに合わせ、国や自治体のサービスの在り方を徹底的に細分化し、充実させていく道もないではないが、現在の種々の状況を考えれば、必ずしも現実的な方策とは言えない。むしろ、地域社会に根ざした支え合いの関係を基本に据えつつ、それを法や行政といった公的なシステムが支援するという方向へと歩むのが、内実ある社会福祉を目指す上で最も理に適った選択肢だと言えるだろう。平成12年に改正された社会福祉法が、地域住民、社会福祉事業者、社会福祉活動をする人たちを念頭に置いて、「相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、〔中略〕あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」(同法4条)という規定を新たに設け、さらに市町村による地域福祉計画や都道府県による地域福祉支援計画に関する規定(同法107、108条、平成15年4月1日施行)を置いたのも、そうした狙いによるものと理解できるだろう。

利用者の信頼を双方向から築く

もちろん、地域福祉の推進というこの課題は、決して容易なものではない。しかも、最近のいわゆる「措置から契約へ」の制度改革の流れの中で、社会福祉の在り方は、必要な福祉サービスの一方的供与から、消費者の選択を前提とした福祉サービス提供およびその利用支援へと大きく様変わりしつつある。そうした状況の中で、福祉サービスを必要とする人々との接点に立つ専門職としての福祉従事者はとくに、一方ではその活動の正当性の基礎となる法の制約と、他方では福祉サービスを求める相手方の意思や主観的・客観的ニーズとの狭間で、さまざまなジレンマに直面することになるだろう。

そうした問題を解決するのは決して容易ではないが、最低限心がけておくべきことがあるとすれば、それは、一人ひとりが抱く自尊心に対する尊重を、福祉に関係するすべての人々が自らの行動原理の基本とすることであろう。福祉サービスの受給を拒む人たちがいるのは、福祉サービス提供の仕組みが人々の自尊心を傷つけやすいものであることに1つの大きな原因がある。たしかに、人々の自尊心を積極的に育んだり、一旦傷ついた自尊心を回復させたりするのは非常に難しい。しかし、社会福祉のための制度を設計・運用するに際して、人々の自尊心を可能な限り損なわれないよう慎重な配慮をすることは十分に可能なはずである。

他方、法の側に課せられた課題としては、専門性の高まりつつある福祉従事者について、その専門職(プロフェッション

ン)としての機能および責務をどのように捉えていくかということが挙げられよう。社会福祉という人間の「弱さ」に関わるデリケートな領域では、先にみたように、法／正義の限界を超えたきめ細かな配慮が必要とされる。しかし、その一方で、そうした配慮が恣意に墮する可能性を完全に排除できない以上、それを専門家の裁量・判断に委ねることに当然ながら不安が残る。

したがって、そうした事情を考慮したうえで、社会福祉におけるサービス提供者と受給者の関係のあり方にふさわしい法モデルを構築していくことが、今まさに急務になっていると言えるだろう。それは、契約モデルが前提とする当事者の人格的対等性という原則を十分に尊重しながらも、利用者の要保護性と福祉従事者の専門職性をそこにバランスよく組み込むことにより、悪しきパターナリズムに陥ることなく利用者の信頼にしっかりと応えうる当事者関係の基礎を築くものでなくてはならないだろう。

〔注釈〕

* この点については、樋口範雄教授らが注目される英米法の「信託関係 (fiduciary relation)」アプローチが有益な視点を提供してくれる。依存・依頼する側と受任する側との当事者関係を機軸とするこのアプローチは、福祉、医療、教育、法律業務など各種サービスの法律関係について幅広く応用できる可能性があるように思われる。樋口範雄「フィデューシャリー(信託)の時代―信託と契約―」(有斐閣 1999年)参照。